

株式会社新エネルギー技術研究所「(仮称) つがる南第2風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年8月8日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) つがる南第2風力発電事業 環境影響評価方法書について、株式会社新エネルギー技術研究所に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則第3条第1項の規定に基づく手続未着手事業であるが、同条第3項に基づく経済産業大臣の判定を受けることなく、同条第5項に基づき、法定環境影響評価等を行うとしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続きは行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市木造出来島及び吹原  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大29,390kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 2月14日
住民意見の概要等受理	令和 5年 4月24日
青森県知事意見受理	令和 5年 7月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 8月 8日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742（直通）

株式会社新エネルギー技術研究所「(仮称) つがる南第2風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電所が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的影響が懸念される。このため、これら他事業から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類・コウモリ類・鳥類・昆虫類・生態系(チュウヒ)の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域周辺は、国内有数の水生植物の産地であるため、適切に調査を実施すること。  
また、当該地域は湖沼間でも種構成が大きく異なる場合があるため、適切に調査を行うこと。
5. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)